

○徳島大学大学院医歯薬学研究部教員選考規則

平成16年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人徳島大学教員の採用、懲戒等の特例に関する規則（平成16年度規則第13号）第3条の規定、国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針及び国立大学法人徳島大学教員選考基準（以下「基準」という。）第8条の規定に基づき、徳島大学大学院医歯薬学研究部（以下「研究部」という。）の教員選考について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(教員選考の原則)

第3条 教員選考は、研究部及び徳島大学の教員組織の編成等に関する規則（平成27年度規則第31号）別表に定める研究部が担当する教育研究上の組織の理念・目標・将来構想に沿って行うものとする。

2 教員選考は、原則として公募により行うものとする。

3 教員選考は、研究能力、教育能力及びその他の必要な能力を総合的に評価して行う。

4 教員選考においては、性別、社会人及び外国人の任用について特に配慮し、また、出身大学が偏ることのないよう考慮する。

(教員の資格要件)

第4条 研究部の教員として必要な資格は、基準第3条から第7条までに定めるところによる。

(教員選考の発議)

第5条 教員選考の発議は、教授会議又は代議員会（徳島大学大学院医歯薬学研究部教授会細則第9条に規定する教授会議及び代議員会をいう。以下「教授会議等」という。）において研究部長又は副研究部長（教授会議等の議長となる研究部長又は副研究部長に限る。以下同じ。）が行う。

2 教授会議等は、教員選考を行う分野、時期、職種、選考方針等について審議し、教員選考を行うことの可否を決定する。

(選考委員会の設置)

第6条 研究部長又は副研究部長は、前条第2項の規定により教員選考を行うことが決定されたときは、一教員選考ごとに教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会は、教授会議等で選出された委員をもって組織する。

3 前項の委員は、教授会議等の意見を聴いて、研究部長又は副研究部長が命じ、又は委嘱する。

4 選考委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 選考委員会は、教員選考を終了した後に、教授会議等の承認を得て解散する。ただし、選考委員会のうち、テニユアトラック教員の選考等に係るものについては、テニユア審査を終了した後に、教授会議等の承認を得て解散する。

7 選考委員会の設置等に必要事項は、教授会議等が別に定める。

(選考委員会の所掌事項)

第7条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員選考要領の作成に関する事。
- (2) 教員候補適任者とする者の審査及び選考に関する事。
- (3) 教員候補適任者の面接及び講演会等の実施に関する事。
- (4) テニユアトラック教員の選考、テニユア中間評価及びテニユア審査に関する事。
- (5) その他教授会議等から諮問された事項

2 選考委員会は、教員候補適任者による講演会等を実施する場合は、教員候補適任者のプライバシーに十分配慮して行うものとする。

(選考委員会の会議)

第8条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 研究部長又は副研究部長は、選考委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 選考委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 4 議事は、すべてその要旨を記録しておくものとする。
- 5 選考委員会の議事について必要事項は、教授会議等が別に定める。

(教員候補適任者の選定)

第9条 選考委員会は、原則として複数人を教員候補適任者として選定し、研究部長又は副研究部長に報告するものとする。

(教員選考機関の設置)

第10条 研究部長又は副研究部長は、准教授、講師及び助教の教員選考を行う場合は、第6条から前条の規定にかかわらず、教員選考機関を設置することができる。

- 2 前項の委員は、各系の分野に所属する教員のうちから研究部長又は副研究部長が命ずる。ただし、放射線総合センター、保健管理・総合相談センター又は特別修学支援室（以下「センター等」という。）に併任される教員を選考する場合の委員は、当該センター等に併任された教員及び当該センター等の運営委員会委員のうちから研究部長が命じ、又は委嘱するものとする。
- 3 教員選考機関は、教員候補適任者を選定し、研究部長又は副研究部長に報告するものとする。

(教員候補者の選出)

第11条 研究部長又は副研究部長は、第9条又は前条第3項の規定により教員候補適任者の報告があった場合は、速やかに教授会議等に諮り、教員候補者を選出するものとする。

2 教員候補者の選出方法について必要な事項は、教授会議等が別に定める。

(公表)

第12条 研究部長又は副研究部長は、教員選考について、応募者のプライバシーに配慮した上で、国立大学法人徳島大学が別に定める様式に基づき公表するものとする。

(要領)

第13条 この規則に定めるもののほか、教員の選考について必要な事項は、教授会議等が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 徳島大学薬学部教員選考規則（平成12年11月22日薬学部長制定）は、廃止する。

3 この規則の施行の日の前日までに徳島大学医学部及び医学部・歯学部附属病院医科診療部門等教員選考規則、徳島大学歯学部及び医学部・歯学部附属病院歯科診療部門等教員選考規則又は徳島大学薬学部教員選考規則の適用により選考され、平成16年4月1日以降に研究部の教員として採用される者は、この規則の規定により選考されたものとみなす。

附 則（平成19年3月8日改正）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに准教授又は助教として選考された者は、改正後の規定に基づき選考されたものとみなす。

附 則（平成20年3月13日改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月14日改正）

この規則は、平成25年11月14日から施行する。

附 則（平成26年1月20日改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月9日改正）

この規則は、平成27年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月15日改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。